



2025年9月26日

各 位

会 社 名 株式会社 ジイ・シイ 企画
代 表 者 名 代表取締役社長 高木 洋介
(コード番号：4073 東証グロース)
問 合 せ 先 代表取締役副社長経営管理本部長 丸山 英幸
(TEL. 043-464-3348)

執行役員並びに従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の執行役員並びに従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

当社は、本年9月に迎える創立30周年以降の中長期的な企業価値の向上を図るため、執行役員並びに従業員に対し、当社の持続的な成長へのインセンティブをこれまで以上に高め、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員並びに従業員を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入することといたしました。

2. 本制度の概要

本制度は、当社の執行役員並びに従業員(以下「対象従業員」といいます。)に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために当社の取締役会決議に基づき、金銭債権を支給し、当該金銭債権の全部を現物出資財産として当社に現物出資させることで、対象従業員に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

本制度に基づき対象従業員に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引受ける対象従業員に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- 【1】対象従業員は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- 【2】一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

本制度により対象従業員に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象従業員が開設する専用口座で管理される予定です。

なお、対象従業員への支給時期、配分およびその他具体的な内容については、当社取締役会の決議により決定いたします。

以上